

## 平成16年度特別養護老人ホーム上井草園運営補助金交付要綱

平成16年11月22日

16杉並第62042号

## (目的)

第1条 この要綱は、特別養護老人ホーム「上井草園」(以下「施設」という。)を運営する社会福祉法人(以下「法人」という。)が実施する特別養護老人ホーム運営事業に対する補助金の交付に関して、必要な事項を定めることを目的とする。

## (補助対象経費及び算定基準)

第2条 補助金の対象となる経費は、施設を運営するために必要な経費のうち、別表1に定めるものとする。

## (補助金額)

第3条 補助金の額は、当該年度の予算の範囲内とする。

## (補助金の交付申請)

第4条 法人は、補助金の交付を受けようとするときは、区長の指定する期日までに補助金交付申請書(第1号様式)に次に掲げる書類を添えて、区長に提出しなければならない。

- (1) 事業計画書
- (2) 予算書
- (3) その他区長が必要と認めるもの

## (交付額の決定)

第5条 区長は、前条の規定による申請があったときは、その内容を審査し、相当と認めるときは、補助金の交付額を決定し、特別養護老人ホーム上井草園運営補助金交付決定通知書(第2号様式)により法人に通知するものとする。

## (補助金の請求)

第6条 補助金の交付決定を受けた法人は、特別養護老人ホーム上井草園運営補助金交付請求書(第3号様式)を区長に提出しなければならない。

2 区長は、前項の請求書が提出されたときは、別表2の条件を付して補助金を交付するものとする。

## (実績報告)

第7条 補助金の交付を受けた法人は、運営補助金の交付決定に係る会計年度が終了したときは、実績報告書(第4号様式)に次に掲げる書類を添えて、平成16年4月30日までに区長に提出しなければならない。

- (1) 補助金清算書
- (2) 決算書

(3) 事業報告書

2 前項の報告の際に、精算残金が生じたときは、これをすみやかに返納しなければならない。

(補助金額の確定)

第8条 区長は、前条第1項に規定する実績報告書の審査又は必要に応じて行う現地調査等により、補助事業の成果が補助金の交付決定の内容及び補助金の交付条件に適合すると認められたときは、交付すべき補助金の額を確定し、法人に通知するものとする。

(交付決定の取消し)

第9条 区長は、法人が次に掲げる事項のいずれかに該当すると認めるときは、補助金の交付決定の全部又は一部を取り消すことができる。

(1) 偽りその他不正の手段により補助金の交付を受けたとき。

(2) 補助金を他の用途に使用したとき。

(3) 補助事業を中止し、又は廃止しようとするとき。

2 区長は、前項の規定により補助金の交付決定を取り消した場合において、既に補助金を交付しているときは、期限を定めて当該補助金の全部又は一部の返還を命ずることができる。

3 区長は、第1項の規定により補助金の交付決定を取り消したとき及び前項の規定により補助金の返還を命ずるときは、理由及びその他必要な事項を法人に文書により、通知するものとする。

(帳簿等の整備保存)

第10条 補助金の交付を受ける法人は、補助事業に係る収入及び支出を明らかにした帳簿を備え、当該収入及び支出について証拠書類を整備し、当該帳簿及び証拠書類を事業完了後5年間保存しなければならない。

(検査)

第11条 区長は、必要と認めるときは、補助金の使途について、前条に規定した帳簿及び証拠書類を検査することができる。

(施設運営上の留意事項)

第12条 この補助金を受ける法人は、施設の運営にあたって、別表3に規定した事項を遵守するものとする。

(委任)

第13条 この要綱に定めるもののほか、この事業に必要な事項は区長が定める。

附 則

この要綱は、平成16年4月1日から適用する。

別表1（第2条関係）

1 交付対象経費及び算定基準

- (1) この補助金の交付の対象となる経費は、施設の運営費等、施設のための施設整備費積立金等とする。
- (2) この補助金の交付額は、次の表に定める基準額により算定された額の合計（1,000円未満の端数が生じた場合には、これを切り捨てる。）とする。

区分			基準額等	
の 利用 者 サ ー ビ ス の 維 持 ・ 向 上 の 経 営 基 盤 の 整 備	1 基本分	(1) 包括分	ア 体制整備	3,475,000円（年額）
			イ 健康管理	
			ウ 地域福祉貢献	
			エ 退所時支援	
	(2) 施設振興費		2,700円×入所定員×12月	
2 あん摩マッサージ指圧師加算		月額 250,000円		
3 先駆的取組に対する加算		付表1に掲げる額		
4 福祉サービス第三者評価受審支援		付表2に掲げる額		

注1) 1基本分の(1)包括分のアからエは、全ての事項を実施するものとする。

注2) 2「あん摩マッサージ指圧師配置加算」については、平成15年度において施設を運営する法人と引続き常勤雇用関係にある、視覚障害をもつ、あん摩マッサージ指圧師を、引続き配置し機能回復訓練を実施する場合に限るものとする。

注3) 3「先駆的取組に対する加算」については、施設入所者に外出の機会を確保し、地域住民とのふれあいや交流を図りながら、ケアの質を高めるための次の取り組みを対象とする。ただし、既に取り組みを実施している施設については、原則対象外とする。

○ 逆デイサービスの実施

○ 逆デイサービスの実施に向けた検討

注4) 4「福祉サービス第三者評価受審支援」については、「杉並区福祉サービス第三者評価実施要綱」（平成15年7月31日杉保管発第278号）及び「杉並区福祉第三者評価事業補助金交付要綱」（平成15年7月31日杉保管発第279号）に準ずるものとする。

付表1

1 基準額	2 補助額	3 補助対象経費
5,000,000 円	<p>【逆デイサービスを実施する場合】</p> <p>1 の基準額と 3 の補助対象経費の実支出額とを比較して少ない方の額（ただし、総事業費から寄附金を除くその他の収入額を控除した額がこれを下回る場合はその額）額とする。ただし、千円未満の端数が生じた場合には、これを切り捨てる。</p>	<p>逆デイサービスを実施又は逆デイサービスの実施に向けての検討に要する次の経費。</p>
	<p>【逆デイサービスの実施に向けた検討の場合】</p> <p>1 の基準額と 3 の補助対象経費の実支出額とを比較して少ない方の額（ただし、総事業費から寄附金を除くその他の収入額を控除した額がこれを下回る場合はその額）に 2 分の 1 を乗じて得た額とする。ただし、千円未満の端数が生じた場合には、これを切り捨てる。</p>	<p>報酬、共済費、賃金、報償費、旅費、需用費、役務費、委託料、工事費及び工事請負費、備品購入費</p>

付表2

1 基準額	2 補助額	3 補助対象経費
600,000 円	<p>1 の基準額と 3 の補助対象経費の実支出額とを比較して少ない方の額（ただし、総事業費から寄附金を除くその他の収入額を控除した額がこれを下回る場合はその額）に 2 分の 1 を乗じて得た額とする。ただし、千円未満の端数が生じた場合には、これを切り捨てる。</p>	<p>補助対象事業の実施に要する次の経費から、利用者負担金等を控除した額。</p> <p>報酬、共済費、賃金、報償費、旅費、需用費、役務費、委託料、使用料及び賃借料</p>

別表2（第6条第2項関係）

補助金の交付条件

1 事故報告等

法人は、補助事業が予定の期間内に完了しない場合又は補助事業の遂行が困難となった場合には、速やかにその理由及び状況を書面により区長に報告し、その指示を受けなければならない。

2 財産処分の制限

- (1) 法人は、補助事業により取得し、又は効用の増加した価格が50万円以上の機械及び器具を補助金の交付目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸し付け、又は担保に供しようとするときは、あらかじめ区長の承認を受けなければならない。ただし、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律施行令（昭和30年政令第255号）第14条第1項第2号の規定により厚生労働大臣が別に定める期間を経過したものについてはこの限りではない。
- (2) (1)の規定により、法人が区長の承認を受けて財産を処分し、その処分により収入があった場合には、この収入の全部又は一部を区に納付させることがある。
- (3) 法人は、補助事業により取得し、又は効用の増加した財産については、事業の完了後においても善良な管理者の注意をもって管理するとともに、その効率的な運用を図らなければならない。

別表3（第12条関係）

施設運営上の留意事項

施設の運営等にあたっては、次の各号に留意し、遵守するものとする。

1 適正な運営の確保

- (1) 施設の運営等については、法令等の規定及び行政指導に基づき、利用者の要望に応える安心と信頼あるサービスの提供を行うこと。
- (2) 利用者の要望に的確に応えるため、サービスの自己評価の実施や、苦情やトラブルに対応する仕組みを構築し、積極的な情報公開を行うこと。そのために、必ず第三者機関による福祉サービス評価を受けること。
- (3) 施設については、介護保険制度のもと、法人の独自性ある施設経営全般の改革を早急に行い、より効率的かつ安定的な自立経営に取り組むこと。
- (4) 施設の経営責任を明確にし、適切な資金運用を行うこと。

2 利用者サービスの維持・向上のための経営基盤の整備への取り組み

別表1の表中「利用者サービスの維持・向上のための経営基盤の整備」の「1基本分(1)包括分」については、以下のアからエの全ての項目について、次の「趣旨」に適った取り組みを実施すること。

項目	取り組み事項等
ア. 体制整備	<p>「趣旨」 経営力の強化、利用者には選ばれる良質なサービス提供が行える体制の構築</p> <p>(具体策1) 各理事の経営参加意識を高め、「経営執行機能」としての理事会の強化を図るための体制づくり</p> <p>(具体策2) 第三者によるサービス評価の仕組みの構築</p> <p>(具体策3) 内外経営環境の把握・分析等を実施する経営企画室（仮称）を立ち上げ、社会福祉法の基本理念に基づいた経営基盤の強化を図る。</p> <p>(具体策4) 施設サービス計画を作成・変更するにあたって、各種サービス提供者がわかりやすい説明を行い、利用者の納得を得る（インフォームド・コンセント）ための仕組みの構築</p> <p>(具体策5) 施設サービスについて標準化（マニュアル化）し、安全かつ安定的なサービスを提供する。</p>

	<p>(具体策6) 施設内研修の充実及びその業務、日常業務を通じた技術向上のための体制づくり</p> <p>(具体策7) 「身体拘束廃止委員会」を設置するなど、身体拘束廃止の実現に取り組み、ケア全体の質の向上や生活環境の改善を図る。</p> <p>(具体策8) 介護事故の発生を予防するためのリスクマネジメントの仕組みを構築</p>
イ. 健康管理	<p>「趣旨」 施設利用者の健康管理の強化及び生活施設としての専門性の充実</p> <p>(具体策1) 感染症、難病、痴呆等への専門的ケアの体制づくり</p> <p>(具体策2) 施設利用者の個別性を重視した生活の確保(グループケアユニットの実施)</p> <p>(具体策3) 蓄積された過去の感染症等の事例研究により、施設に適した独自の対応マニュアルを作成</p> <p>(具体策4) 施設内で集約された感染症等の対応ノウハウを職員に定着させるための施設内研修等</p>
ウ. 地域福祉 貢献	<p>「趣旨」 ボランティアの受け入れと地域交流の促進</p> <p>(具体策1) ボランティア、実習生の積極的受入れと地域開放による地域住民との交流を促進するための担当組織や専門職員(コーディネーター)の設置</p> <p>(具体策2) ボランティア、実習生の指導及び育成</p> <p>(具体策3) 在宅介護を行っている地域住民に対する、介護技術の助言援助</p> <p>(具体策4) 地域住民に対する介護予防対策の実施</p> <p>(具体策5) 地域住民への学習体験の実施</p> <p>(具体策6) 地域住民参加型のイベント等の開催</p>

エ. 退所時支援	<p>「趣旨」 施設利用者の在宅復帰等の支援</p>
	<p>(具体策1) 施設利用者にかウンセリングを行い、適当な在宅復帰策の検討及び区市町村との調整</p> <p>(具体策2) 退所後の継続的な見守りや施設の行事への参加など生きがい活動</p> <p>(具体策3) 居宅介護支援事業者及び居宅サービス事業者との連携をはかり、退所後の在宅プラン・アフターケアの充実を図る。</p> <p>(具体策4) 他の介護保険施設等と協定を締結すること等によって連携を図り、適切な退所時の支援をする。</p> <p>(具体策5) 退所後の受入れ家族に対する、事前啓発活動の充実</p>

### 3 職員の配置

施設は、平成 11 年 3 月 31 日付け厚生省令第 46 号「特別養護老人ホームの設備及び運営に関する基準」(以下「第 46 号通知」という。)及び平成 11 年 3 月 31 日付け厚生省令第 39 号「指定介護老人福祉施設の人員、設備及び運営に関する基準」(以下「第 39 号通知」という。)がその運営の基本となるが、このうち、第 46 号通知については、第 12 条第 1 項を、第 39 号通知においては、第 2 条第 1 項の基準を、従来の補助制度等の経緯からも特に遵守しなければならない。また、併せて平成 12 年 2 月 10 日付け厚生省告示第 29 号「厚生大臣が定める夜勤を行う職員の勤務条件に関する基準」(以下「第 29 号通知」という。)についても同様とする。